

1. 動物疾走時の対応

(1) 逸走した動物の捕獲方法

捕獲に有効な道具：飼料袋、軍手、ほうき、モップ等

- ① 逃亡動物を発見したら室内のドアを閉鎖し、周囲に知らせる。
- ② 室内の四隅に飼料袋を置き、ほうきやモップで追い込む。
- ③ 飼料袋を押さえて、動物を捕獲する。

***注意事項 1.** 捕獲するまで退室しない。

(特に遺伝子組換え動物の扱いには厳重に注意をする必要がある)

***注意事項 2.** 遺伝子組換え動物が管理区域外に逃亡した場合は、実験責任者は動物実験施設責任者を通じて遺伝子組換え実験安全委員会に報告をする。

(2) 動物飼育室内(1-503)または動物実験室内(1-502)で逸走動物を発見した場合

- ① (1)の方法などにより速やかに捕獲し、空ケージに収納する。
- ② 該当の飼育者に連絡する。
- ③ 個体識別番号などを確認し、どの実験に供している動物であるか判定する。

(3) 動物実験施設外で逸走動物を発見した場合

- ① (1)の方法などにより、速やかに捕獲し、空ケージに収容して、隔離する。
- ② 動物実験実施者に連絡し、飼育室における逸走の有無を確認する。
- ③ 個体識別番号などを確認し、どの実験に供している動物であることを判定する。

2. 捕獲した逸走動物の措置

(1) 動物飼育室内(1-503)または動物実験室内(1-502)で捕獲

- ① 個体が識別可能で、逸走時点が判明しており、ケージ外に逸走したことが実験に影響しないと動物実験責任者が判断できる場合は実験継続可とする。
- ② 個体識別可能だが、逸走が実験に影響すると判断した場合は速やかに安楽死させる。
- ③ 個体識別不可で、逸走時点が不明な個体は速やかに安楽死させる。

(2) 動物実験施設外で捕獲

- ① 動物実験実施者の特定を行った後、速やかに安楽死させる。
- ② 飼育室外で捕獲した動物を再び飼育室に戻すこと、および実験の継続は不可とする。

3. 日常の逸走防止策

- ① 動物実験実施者は、動物の取扱いには慎重を期し、常に飼育匹数の把握に努めること。
- ② 動物実験実施者は、動物の取扱い時には、前室からの動物実験室出入り口のネズミ返し(60cm 高)装着を確認すること。
- ③ 動物飼育室退室時には、ネズミ返し(60cm 高)の装着を必ず確認すること。
- ④ 逸走時に動物の捕獲の障害となるような物品を動物飼育室内に置かないこと。
- ⑤ 動物実験実施者は、逸走時の搜索が容易となるよう、動物飼育室および動物実験室内を常に生整理整頓すること。

以上

尚綱学院大学における実験動物の飼育管理に伴う創傷、疾病の発生予防対策マニュアル

2014. 10. 27 制定

動物実験施設などにおける実験動物を用いた実験・研究が安全に実施され、動物実験実施者の労働安全衛生環境整備の一環として、実験動物に由来する創傷、疾病の発生を予防するため以下のような対策を講じる。

実験動物に由来する創傷、疾病としては、①実験動物による咬傷及び搔傷、②動物アレルギー、③感染症、などが上げられる。それぞれの場合についてその対応を以下に述べる。

なお、以下の処置に必要な救急箱などを実験施設内に常備するとともに事故発生時の対応策(フローチャートなど)を施設内に掲示する。

① 実験動物による咬傷及び搔傷

- 1) 受傷後、実験施設で直ちにつぎのような応急処置をおこなう。
 - i 大量の水道水、滅菌食塩水などによる患部の十分な洗浄
 - ii 滅菌ガーゼ、乾綿のよる止血（可能な限り）
- 2) さらに保健センター(保健室)においてつぎのような処置をおこなう。
 - i ヨード系消毒薬(イソジン)などによる消毒
 - ii 滅菌ガーゼ及びテーピングによる止血
- 3) 保健センターでの対応が困難と判断した場合には、近隣のクリニックでの受診を手配するか、あるいは救急車にて大学と提携を結んだ医療施設に搬送する。

② 動物アレルギー

- 1) すでに動物アレルギーなどを有する者は、できる限り動物実験に携わらないようにする。止むを得ず動物実験を行う場合には、つぎのような対応をとる。
 - i ゴム手袋の着用(ラテックス製手袋にアレルギーの場合には、それ以外の手袋)
 - ii 防塵メガネ、ゴーグル、フェイスマスクなどの着用
 - iii 手や顔の流水による頻回の洗浄と衣服の交換
- 2) アレルギー既往者は、医療機関で処方された抗アレルギー薬を服用するか、アナフィラキシーに対応するためエピペン(アドレナリン注射剤)を携行する。
- 3) アレルギー症状が出現した場合には、保健室スタッフの判断で必要に応じて救急車にて大学と提携を結んだ医療施設に搬送する。

③ 感染症

本学動物実験施設で受け入れている実験動物はすべて SPF 動物であり、人獣共通感染症に罹患する可能性は極めて低いと考えられるが、その可能性がある動物が関係する事故の場合にはつぎのような処置をとる。

- 1) 感染が疑われる動物による咬傷及び搔傷では、① 1), 2) の応急処置を取った後、速やかに専門医を受診する。
- 2) SPF 動物による咬傷及び搔傷の場合も、① 1), 2) の応急処置後、感染症を疑わせる症候の出現など、状況に応じて専門医を受診する。